

福岡県公報

平成27年11月20日
第3745号

目次

告示 (第922号 - 第924号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (水産振興課) 1
 - 都市計画事業の認可 (公園街路課) 1
 - 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- ### 公告
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
 - 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
 - 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 3
 - 指定介護老人福祉施設の指定 (介護保険課) 4
 - 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) 4
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
 - 県営土地改良事業計画の変更決定 (農村森林整備課) 5
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7

監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 7
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) 9
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第一課) 13
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) 19
- 監査結果の公表 (監査委員事務局特別監査室) 22
- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) 27

告示

福岡県告示第922号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
宗像市地島 〃	大 江 秀 一 村 田 憲 次	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区 (地島加入区)	小型底びき網漁業、 小型特定漁業、小型 一般漁業及び小型定 置網漁業

福岡県告示第923号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・3・41号 博多駅六本松線
- 3 事業施行期間
平成27年11月20日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
福岡市中央区谷一丁目並びに六本松三丁目及び四丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第924号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
福岡市東区大字奈多字小瀬抜1301の9（次の図に示す部分に限る。）、1302の113、1302の120、1302の123、1302の124
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第一工区）田川郡川崎町大字池尻字大海136番15から136番23まで及び字三反坪308番12から308番16まで並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
田川郡川崎町田原789番2
川崎町
川崎町長 手嶋 秀昭

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
 (旧) 特定非営利活動法人たすけあい大川梅の華
 (新) 特定非営利活動法人福岡県福祉サポートセンター南筑後
- (2) 代表者の氏名
 梅崎 さえ子
- (3) 主たる事務所の所在地
 大川市大字大野島1539番地2
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、お互い様を合い言葉に助け合いの精神に基づき自立した生活を送ることが困難な人々に対して、受け手と担い手が対等な関係を保てる福祉のサービス、内部障害者（難病患者、腎臓病患者などをはじめとした身体障害者）や高齢者、病弱者に対して通院送迎サービスに係る事業、又利用者とその家族の日常生活支援に関する事業等を行うことで高齢者、障害者の社会的入院の解消ができ健康で安心した日常生活の質の向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 小郡市福童字町347番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 小郡市小郡819番地1 アーバンファミリー小郡203号
 小濱 一孝

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧

に供する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営久留米北部地区土地改良（農道整備）事業計画書の写し	平成27年11月20日から平成27年12月21日まで	久留米市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
 太宰府市大字太宰府330番3、334番1、335番1、335番2、336番、338番、350番1、350番3、350番5、357番2、357番7、357番8、5405番2及び5292番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
 福岡市博多区博多駅前三丁目23番20号
 学校法人麻生教育学園
 理事長 麻生 隆史

公告

荒木土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 退任理事

氏名	住所
近藤 信義	久留米市荒木町荒木1896番地10
近藤 享	久留米市荒木町荒木1729番地1

津留崎芳春	久留米市荒木町白口1627番地7
川島 勝宏	久留米市荒木町下荒木233番地3
本村 照美	久留米市荒木町今241番地3
川島 益男	久留米市荒木町下荒木1155番地

2 退任監事

氏名	住所
中村 修一	久留米市大善寺町宮本1472番地
高江 元信	久留米市荒木町荒木1560番地4

3 就任理事

氏名	住所
廣重 優	久留米市荒木町荒木1647番地8
内野 昭	久留米市荒木町下荒木175番地
津留崎芳春	久留米市荒木町白口1627番地7
川島 英幸	久留米市荒木町下荒木1175番地
本村 照美	久留米市荒木町今241番地3
大石 浩敏	久留米市大善寺町宮本975番地1

4 就任監事

氏名	住所
酒村 博人	久留米市荒木町荒木1904番地2
龍頭 智	久留米市荒木町荒木3501番地

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
---------	-----------	------------	--------	-------

介護福祉施設サービス	4076700337	特別養護老人ホーム 美和の里 福岡県朝倉郡筑前町原地藏2227番地5	社会福祉法人朝倉社会事業協会	平成27年11月1日
------------	------------	---------------------------------------	----------------	------------

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（寺山地区）	平成27年3月12日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成27年11月4日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）ドラッグコスモス花瀬店

(2) 所在地 飯塚市大字横田597番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年7月5日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,713.15平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗南側	59
合 計	59

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗東側	10
合 計	10

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗西側	27.0
合 計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内西側	13.10
合 計	13.10

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南西側、敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後10時00分

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市行事七丁目536番2、537番1、537番2の一部、540番1、540番2の一部、541番1、541番2の一部、542番1及び657番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区港南二丁目18番1号

株式会社ゼンショーホールディングス

代表取締役 小川 賢太郎

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営芥屋地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成27年11月20日から平成27年12月21日まで	糸島市役所

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ホームプラザナフコ 南宗像店
 - (2) 所在地 宗像市大字光岡字立浦105番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ゆめタウン宗像
 - (2) 所在地 宗像市田久字鍵分642-1 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第2工区）筑紫野市武蔵三丁目205番3及び205番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区平尾二丁目17番11号
ディー・アンド・エイチ株式会社
代表取締役 坂口 剛彦

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年10月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人障がい者支援ネットかすが
 - (2) 代表者の氏名
松尾 林
 - (3) 主たる事務所の所在地
春日市星見ヶ丘一丁目8番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は小規模作業所の運営や日常生活支援、就業機会の提供に係わる事業などを行うことで、障がいのある人たちが地域で安心して働き、暮らしていけるように支援活動を行いながら、障がいのある人の福祉の増進や雇用機会の拡充に寄与していくことを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市花見が丘一丁目279-1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福津市中央六丁目23番18号
伊藤 祥博

監査委員

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

福岡県監査委員 山下 芳 郎
同 伊 藤 龍 峰
同 行 正 晴 實
同 縣 善 彦

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関
 - (2) 監査対象期間：平成26年度
 - (3) 監査実施期間：平成27年6月24日～平成27年7月17日
- 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
健康増進課（病院事業）	平成27年7月7日～平成27年7月9日
医療指導課（病院事業）	平成27年7月7日～平成27年7月9日
企業局（電気・工業用水道・工業用地造成事業）	平成27年7月14日～平成27年7月17日
矢部川発電事務所（電気事業）	平成27年6月24日～平成27年6月25日
苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	平成27年6月30日～平成27年7月2日

2 監査の主眼

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）並びに平成26年度から適用された地方公営企業会計基準への移行状況について留意して実施した。

3 監査の範囲

- (1) 経営管理の状況
経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算状況
- (2) 財務諸表の内容
資産、負債及び資本の状況並びに損益の状況

第2 監査の結果

今回の監査の結果、公営企業に係る経営管理及び財務に関する事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

第 1 監査の概要

- 1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間
 - (1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関 2 1 機関
 - (2) 監査対象期間：平成 2 6 年度
 - (3) 監査実施期間：平成 2 7 年 5 月 2 0 日～平成 2 7 年 7 月 3 日
監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	平成27年5月26日～平成27年5月29日
朝倉農林事務所	平成27年6月9日～平成27年6月12日
八幡農林事務所	平成27年6月16日～平成27年6月18日
飯塚農林事務所	平成27年6月2日～平成27年6月5日
筑後農林事務所	平成27年6月30日～平成27年7月3日
行橋農林事務所	平成27年6月23日～平成27年6月26日
農業大学校	平成27年6月30日～平成27年7月1日
農林業総合試験場	平成27年6月23日～平成27年6月24日
農林業総合試験場資源活用研究センター	平成27年5月20日～平成27年5月21日
農林業総合試験場豊前分場	平成27年5月26日～平成27年5月27日
農林業総合試験場筑後分場	平成27年5月20日～平成27年5月21日
農林業総合試験場八女分場	平成27年6月9日～平成27年6月10日
中央家畜保健衛生所	平成27年5月22日
北部家畜保健衛生所	平成27年5月22日
両筑家畜保健衛生所	平成27年6月26日
筑後家畜保健衛生所	平成27年6月25日
筑後川水系農地開発事務所	平成27年6月16日～平成27年6月18日
水産海洋技術センター	平成27年7月2日～平成27年7月3日
水産海洋技術センター有明海研究所	平成27年5月20日～平成27年5月21日
水産海洋技術センター豊前海研究所	平成27年5月28日～平成27年5月29日
水産海洋技術センター内水面研究所	平成27年6月2日～平成27年6月3日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、工事の執行状況については、設計積算及び材料承認が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算、施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

ア 監査対象機関

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所 計 7 機関

イ 監査の内容

工事の執行状況について

ウ 監査の視点

(7) 設計積算が、適正に行われているか。

(4) 材料承認が、適正に行われているか。

第 2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
福岡農林事務所	収 入	1	狩猟講習及び免許交付等手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。
計			1 件

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

2 重点事項（工事の執行状況）

農林事務所及び筑後川水系農地開発事務所の計 7 機関の監査対象期間中の工事 6 8 7 件のうち、1 9 0 件（抽出率 2 7 . 7 %）を抽出し調査を行った。

監査の観点から見たところ、次のとおりであった。

- (7) 設計積算については、一部不十分なものが見受けられたが適正に執行されていた。
- (4) 材料承認については、一部不十分なものが見受けられたが適正に執行されていた。

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	縣 善彦

第 1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議事事務局、警察本部及び行政委員会（委員）事務局 105 機関
- (2) 監査対象期間：平成 26 年度
- (3) 監査実施期間：平成 27 年 7 月 22 日～平成 27 年 8 月 12 日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
秘書室	平成27年7月28日
総務部 (11課)	平成27年7月28日～平成27年7月31日
行政経営企画課	
人財課	
税務課	
財産課	
民生課	
総務課	
私学事務センター	
私学振興局学事課	
私学振興局私学振興課	
防災危機管理局防災企画課	
防災危機管理局消防防災指導課	
企画・地域振興部 (8課)	平成27年7月22日～平成27年7月24日
総合政策課	
広域振興課	
市町村支援課	
情報政策課	
調査統計課	
交通政策課	
空港対策局空港整備課	
空港対策局空港計画課	
新社会推進部 (7課)	平成27年7月28日～平成27年7月31日
青少年推進課	
市民文化スポーツ課	
男女共同推進課	
生活安全課	
国際交流局交流第一課	
国際交流局交流第二課	
保健医療介護部 (8課)	平成27年8月7日～平成27年8月12日
保健医療介護総務課	
健康増進課	
保健衛生課	

監査対象機関名	監査実施日
医療指導課 医療保険課 高齢者支援課 介護保険課	
福祉労働部 (9課) 子育て支援課 児童家庭課 障害者福祉課 保護・援護課 労働政策課 労働局新用開発課 労働局職業能力開発課 人権・同和对策局調整課	平成27年8月7日～平成27年8月12日
環境部 (6課) 環境政策課 環境保全課 循環型社会推進課 廃棄物対策課 監視指導課 自然環境課	平成27年7月22日～平成27年7月24日
工商部 (7課) 工業政策課 中小企業振興課 中小企業技術振興課 新産業振興課 観光・物産振興課 工業保安課 企業立地課	平成27年7月22日～平成27年7月24日
農林水産部 (12課) 農林水産政策課 農山村振興課 食の安全・地産地消課 団体の指導課 園芸振興課 水田農業振興課 水産技術支援課 畜産課 森林整備課 林業振興課 水産局漁業管理課 水産局水産振興課	平成27年7月22日～平成27年7月31日
県土整備部 (10課1室) 県土整備課 県土整備総務課 県土整備企画課	平成27年8月7日～平成27年8月12日

監査対象機関名	監査実施日
用地 道路 道河 河川 河港 砂防 高水 速道 資源 策策 策策	平成27年7月29日～平成27年7月31日
建設 都市 建築 都市 都計 都指 建築 園街 公水 下宅 住営 県管 営繕 局局	平成27年7月28日 平成27年8月4日～平成27年8月6日 平成27年8月7日～平成27年8月12日
教育 総財 務文 務企 保社 護調 課整 課育 課員 課設 課教 課教 課・同 權育 育ス 育ポ 一ー ツツ 健健 康康 課課	平成27年7月28日 平成27年7月28日 平成27年8月4日～平成27年8月6日 平成27年8月7日～平成27年8月12日
人事委員会事務局	平成27年7月28日
監査委員事務局	平成27年7月28日
警察本部	平成27年8月4日～平成27年8月6日
労働委員会事務局	平成27年8月7日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

特に、補助事業の執行状況については、交付申請及び交付決定、並びに履行確認及び実績報告等が適正に行われているかを重点事項として監査を行った。

3 監査の範囲等

(1) 財務に関する事務の監査の範囲

- ア 収入
 - 使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱
い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入
未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- イ 支出
 - 報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- ウ 人件費
 - 報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況
- エ 契約
 - 契約締結及び履行確認の状況
- オ 公有財産
 - 土地、建物、工作物、樹木等の管理状況
- カ 物品
 - 取得、管理及び処分状況
- キ 工事
 - 設計積算、施工等の状況
- ク 補助事業
 - 補助事業の執行状況

(2) 重点事項の監査の範囲等

- ア 監査対象機関
 - 知事部局の本庁、教育庁の本庁、議事事務局、警察本部及び行政委員会（委員）
事務局 105 機関
- イ 監査の内容
 - 補助事業の執行状況について
- ウ 監査の視点
 - (7) 交付申請及び交付決定は、適正に行われているか。
 - (1) 履行確認及び実績報告等は、適正に行われているか。

第 2 監査の結果

1 財務に関する事務

今回の監査の結果、下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）

指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
新社会推進部 国際交流局 交流第一課	支 出	1	委託料の前渡資金の精算が遅延していた。
教育庁 人権・同和教育課	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金において、徴収 努力により一定の収入実績はあるものの、収入未 済額が多額で前年度に比べて増加している。
計			2 件

- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
企画・地域振興部	支 出	1	前年度に引き続き、県外出張旅費の支出において、宿泊料と食糧費の調整を誤ったため、支給過大となっていた。
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行経費の求償）において、収入未済額が前年度に比べて増加している。
商工部	収 入	1	小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、徴収努力により、収入未済額が前年度に比べて減少しているものの、多額である。
建築都市部	収 入	1	住宅管理使用料において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて増加している。
計			4 件

- 2 重点事項（補助事業の執行状況）
 監査対象期間中の補助事業 1,992 件のうち、397 件（抽出率 19.9%）を抽出し調査を行った。

監査の観点から見たところ、下記事項を除き、適正に執行されていた。

- (1) 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
 該当なし
- (2) 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

(ア) 交付申請及び交付決定について

対象部局名	調査区分	件数	説 明
福祉労働部	支 出	1	前年度に引き続き、補助金交付決定前の事業を補助対象としていた。
計			1 件

(イ) 履行確認及び実績報告等について

対象部局名	調査区分	件数	説 明
福祉労働部	支 出	1	前年度と同様の実績報告書の不備により、補助金の額の確定を行っていないかった。
農林水産部	支 出	1	前年度に引き続き、補助対象団体に事業遂行状況報告書の提出を求めていなかった。
計			2 件

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等15か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関15機関
 (2) 監査対象期間：平成26年度
 (3) 監査実施期間：平成27年5月21日～平成27年7月2日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	平成27年6月9日～平成27年6月12日
久留米県土整備事務所	平成27年6月24日～平成27年6月26日
南筑後県土整備事務所	平成27年5月26日～平成27年5月29日
直方県土整備事務所	平成27年6月2日～平成27年6月4日
京築県土整備事務所	平成27年6月24日～平成27年6月26日
朝倉県土整備事務所	平成27年6月2日～平成27年6月4日
八女県土整備事務所	平成27年6月16日～平成27年6月19日
北九州県土整備事務所	平成27年5月26日～平成27年5月29日
田川県土整備事務所	平成27年6月17日～平成27年6月19日
飯塚県土整備事務所	平成27年6月30日～平成27年7月2日
那珂県土整備事務所	平成27年6月30日～平成27年7月2日
五ヶ山ダム建設事務所	平成27年5月21日～平成27年5月22日
伊良原ダム建設事務所	平成27年6月11日～平成27年6月12日
苅田港事務所	平成27年6月9日～平成27年6月10日
流域下水道事務所	平成27年5月21日～平成27年5月22日

2 監査の主眼

今回の監査は、財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査の範囲

- (1) 収入
 使用料及び手数料、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認
- (2) 支出
 報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況
- (3) 人件費
 報酬及び賃金の執行状況、通勤手当（変更分）の認定及び支給状況
- (4) 契約
 契約締結及び履行確認の状況
- (5) 公有財産
 土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

- (6) 物品
取得、管理及び処分状況
- (7) 工事
設計積算及び施工等状況
- (8) 用地
設計積算及び履行確認検査等状況

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は下記事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	収入	1	宅建取引主任者資格登録簿登録手数料及び建設業許可証明手数料において、領収証紙の消印が漏れていた。
	工事	1	工事請負変更契約において、請負率を誤ったため、契約額が過小となっていた。
計			2 件

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査を女性相談所等66か所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育庁の在先機関6 機関
 (2) 監査対象期間：平成26年11月1日、平成26年12月1日、平成27年1月1日又は平成27年2月1日から監査実施日まで
 (3) 監査実施期間：平成27年5月12日～平成27年8月7日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
新 社 推 進 部	女性相談所	平成26年11月1日から 平成27年5月27日まで	平成27年5月27日
	パスポートセンター	平成26年11月1日から 平成27年5月27日まで	平成27年5月27日
	粕屋保健福祉事務所	平成26年11月1日から 平成27年5月18日まで	平成27年5月18日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成26年11月1日から 平成27年5月20日まで	平成27年5月20日
	精神保健福祉センター	平成26年11月1日から 平成27年5月26日まで	平成27年5月26日
	福岡児童相談所	平成26年11月1日から 平成27年5月14日まで	平成27年5月14日
	大牟田児童相談所	平成26年11月1日から 平成27年5月22日まで	平成27年5月22日
	宗像児童相談所	平成26年11月1日から 平成27年5月29日まで	平成27年5月29日
	障害者更生相談所	平成26年11月1日から 平成27年5月26日まで	平成27年5月26日
	筑後労働者支援事務所	平成26年11月1日から 平成27年5月15日まで	平成27年5月15日
福 祉 労 働 部	福岡高等技術専門学校	平成26年12月1日から 平成27年6月1日まで	平成27年6月1日
	戸畑高等技術専門学校	平成26年11月1日から 平成27年5月19日まで	平成27年5月19日
	小竹高等技術専門学校	平成26年11月1日から 平成27年5月21日まで	平成27年5月21日
	久留米高等技術専門学校	平成26年11月1日から 平成27年5月15日まで	平成27年5月15日
	大牟田高等技術専門学校	平成26年11月1日から 平成27年5月22日まで	平成27年5月22日
	南筑後教育事務所	平成27年1月1日から 平成27年7月16日まで	平成27年7月16日
	教育センター	平成26年12月1日から 平成27年6月9日まで	平成27年6月9日
	美術館	平成27年1月1日から 平成27年7月24日まで	平成27年7月24日
	英彦山青年の家	平成26年12月1日から 平成27年6月12日まで	平成27年6月12日
	九州歴史資料館	平成27年1月1日から 平成27年7月14日まで	平成27年7月14日
教 育 庁	築上西高等学校	平成27年2月1日から 平成27年8月5日まで	平成27年8月5日
	苅田工業高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月4日まで	平成27年6月4日

監査対象機関名		監査対象期間		監査実施日
門司学園高等学校	校	平成26年12月1日	から	平成27年6月30日
小倉南高等学校	校	平成27年6月30日	まで	平成27年6月22日
小倉商業高等学校	校	平成26年12月1日	から	平成27年7月6日
小倉商業高等学校	校	平成27年6月22日	まで	平成27年6月16日
小倉工業高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年6月17日
小倉工業高等学校	校	平成27年7月6日	まで	平成27年6月23日
戸畑高等学校	校	平成26年12月1日	から	平成27年7月15日
戸畑高等学校	校	平成27年6月23日	まで	平成27年5月28日
戸びき高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年7月23日
戸畑工業高等学校	校	平成27年7月15日	まで	平成27年8月3日
戸畑工業高等学校	校	平成26年11月1日	から	平成27年7月21日
戸畑工業高等学校	校	平成27年5月28日	まで	平成27年7月22日
若松商業高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年7月28日
若松商業高等学校	校	平成27年7月23日	まで	平成27年6月10日
八幡高等学校	校	平成27年2月1日	から	平成27年7月3日
八幡高等学校	校	平成27年8月3日	まで	平成27年7月31日
東筑高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年6月19日
東筑高等学校	校	平成27年7月21日	まで	平成27年6月5日
折尾高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年7月9日
折尾高等学校	校	平成27年7月22日	まで	平成27年6月11日
遠賀高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年5月12日
遠賀高等学校	校	平成27年7月28日	まで	平成27年8月7日
福岡魁誠高等学校	校	平成27年6月10日	まで	平成27年5月13日
須恵高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年6月24日
須恵高等学校	校	平成27年7月3日	まで	平成27年8月6日
博多青松高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年7月17日
博多青松高等学校	校	平成27年7月31日	まで	平成27年7月10日
福岡高等学校	校	平成26年12月1日	から	平成27年7月10日
福岡高等学校	校	平成27年6月19日	まで	平成27年6月24日
筑紫丘高等学校	校	平成26年12月1日	から	平成27年8月6日
筑紫丘高等学校	校	平成27年6月5日	まで	平成27年7月17日
柏陵高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年7月10日
柏陵高等学校	校	平成27年7月9日	まで	平成27年7月10日
筑前高等学校	校	平成26年12月1日	から	平成27年6月11日
筑前高等学校	校	平成27年6月11日	まで	平成27年6月11日
春日高等学校	校	平成26年11月1日	から	平成27年5月12日
春日高等学校	校	平成27年5月12日	まで	平成27年8月7日
武蔵台高等学校	校	平成27年2月1日	から	平成27年5月13日
武蔵台高等学校	校	平成27年8月7日	まで	平成27年6月24日
筑紫農業高等学校	校	平成26年11月1日	から	平成27年8月6日
筑紫農業高等学校	校	平成27年5月13日	まで	平成27年7月17日
糸島農業高等学校	校	平成26年12月1日	から	平成27年7月10日
糸島農業高等学校	校	平成27年6月24日	まで	平成27年7月10日
小郡高等学校	校	平成27年2月1日	から	平成27年8月6日
小郡高等学校	校	平成27年8月6日	まで	平成27年7月17日
明善高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年7月10日
明善高等学校	校	平成27年7月17日	まで	平成27年7月10日
伝習館高等学校	校	平成27年1月1日	から	平成27年7月10日
伝習館高等学校	校	平成27年7月10日	まで	平成27年7月10日

教育庁

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日	
教 育 庁	山門高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月7日まで	平成27年7月7日
	大牟田北高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月8日まで	平成27年7月8日
	八女高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月18日まで	平成27年6月18日
	八女農業高等学校	平成27年2月1日から 平成27年8月4日まで	平成27年8月4日
	稲築志耕館高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月2日まで	平成27年7月2日
	嘉穂東高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月1日まで	平成27年7月1日
	嘉穂総合高等学校	平成27年1月1日から 平成27年7月30日まで	平成27年7月30日
	鞍手高等学校	平成26年12月1日から 平成27年6月2日まで	平成27年6月2日
	築城特別支援学校	平成27年1月1日から 平成27年7月29日まで	平成27年7月29日
	北九州視覚特別支援学校	平成26年11月1日から 平成27年5月19日まで	平成27年5月19日
	古賀特別支援学校	平成26年11月1日から 平成27年5月29日まで	平成27年5月29日
	福岡特別支援学校	平成26年12月1日から 平成27年6月25日まで	平成27年6月25日
	福岡高等聴覚特別支援学校	平成26年12月1日から 平成27年6月15日まで	平成27年6月15日
	川崎特別支援学校	平成26年12月1日から 平成27年6月12日まで	平成27年6月12日
	直方特別支援学校	平成26年12月1日から 平成27年6月3日まで	平成27年6月3日
	門司学園中学校	平成26年12月1日から 平成27年6月30日まで	平成27年6月30日
	輝翔館中等教育学校	平成26年12月1日から 平成27年6月26日まで	平成27年6月26日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第 2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、下記の事項を除き、調査した範囲において適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部	契約	1	印刷物の発注において、財務規則によらず、契約手続が適正に行われていないものがあつた。
	支出	1	扶助費で支払ったタクシー借上料において、地方自治法施行令によらず、歳出の会計年度を誤っているものがあつた。
福祉労働部	財産	1	郵便切手等において、財務規則によらず、郵便切手等出納整理簿による管理が適正に行われていなかった。
	財産	1	物品購入において、財務規則によらず、必要書類の作成等がなされていないものがあつた。
	その他	1	短時間勤務の臨時職員の任用において、年次休暇の付与等が適正に行われていなかった。
教育庁			

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政的援助等に係る監査を、学校法人常磐学園常磐高等学校等6団体について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年11月20日

福岡県監査委員	山下芳郎
同	伊藤龍峰
同	行正晴實
同	縣善彦

第1 監査の概要

1 監査対象団体、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象団体：学校法人常磐学園 常磐高等学校等6団体
- (2) 監査対象期間：平成26年度
- (3) 監査実施期間：平成27年6月2日～平成27年6月11日

監査対象団体ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象団体名	監査実施日
学校法人 常磐学園 常磐高等学校	平成27年6月2日
学校法人 専修学園 慶成高等学校	平成27年6月3日
学校法人 若松学園 高稜高等学校	平成27年6月4日
学校法人 嶋田学園 飯塚高等学校	平成27年6月9日
学校法人 久留米学園 久留米学園高等学校	平成27年6月10日
学校法人 不知火学園 誠修高等学校	平成27年6月11日

2 監査の主眼

今回の監査は、財政的援助等に係る出納その他の事務が、援助等の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかに意を用いて実施した。

3 監査対象団体の事業概要及び財政的援助等の内容
別表のとおり。

第2 監査の結果

今回の監査の結果、各監査対象団体における財政的援助等に係る出納その他の事務は、調査した範囲において適正に執行されていた。

(別表)

監査対象団体名	事業概要	財政的援助等の内容
学校法人常磐学園 常磐高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 277,184,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 15,623,900 円
学校法人専修学園 慶成高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 215,083,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 15,837,000 円
学校法人若松学園 高塚高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 175,836,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 11,100,800 円
学校法人嶋田学園 飯塚高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 286,614,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 15,908,800 円
学校法人久留米学園 久留米学園高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減等を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 242,087,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 24,445,500 円 ・福岡県私立学校耐震化促進費補助金 23,553,000 円
学校法人不知火学園 誠修高等学校	教育基本法及び学校教育法に基づき教育を行っている。	県は、当高等学校における教育条件の維持及び向上と保護者の教育費負担の軽減を図るため、補助金を交付している。 補助金の明細は、次のとおりである。 ・福岡県私立学校経常費補助金 255,215,000 円 ・福岡県私立高等学校等授業料軽減補助金 23,810,000 円

* 補助金の額は、平成26年度の交付額